

平成19年度

保健所行政の施策及び予算に関する要望書

平成18年6月

全国保健所長会

はじめに

保健所行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

全国保健所長会におきましては、平成19年度保健所行政の施策及び予算について協議を行い、次の通り要望を取りまとめましたのでここに提出いたします。予算編成時等に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

地域保健対策検討会中間報告にも述べられているとおり、保健所長会においても健康危機管理への対応は保健所の役割と考えております。加えて、生活習慣病対策、自殺予防を含む心の健康づくり等の精神保健対策及び児童虐待対策を含む母子保健等、地域の中で保健所が中心となって取り組んでいくべき公衆衛生上の課題が数多く存在します。

しかしながら、現時点では保健所で取り組むことが困難な状況も多々あります。そのため、本要望書において、上記の保健所が担うべき役割を十分果たすために整備しなければならない保健所機能（必要な人的資源、法的根拠及び財源等）について要望するものです。

目 次

(重点要望)

1 . 原因不明健康危機に対する保健所対応 (管理機能) の強化-----	1
2 . 災害有事・重大健康危機・生活環境安全対策の推進-----	1
3 . 医療安全・医薬品医療機器等安全・介護等安全対策の推進-----	1
4 . 感染症対策の推進-----	2
5 . 結核対策の推進-----	3
6 . 精神保健福祉対策の推進-----	3
7 . 児童虐待防止対策の推進-----	4
8 . 食品安全対策等の推進-----	4
9 . 生活環境の安全対策の推進-----	5

(一般要望)

1 . 健やか親子 2 1 の推進-----	5
2 . 健康日本 2 1 の推進-----	6

(重点要望)

1 . 原因不明健康危機に対する保健所対応 (管理機能) の強化
(厚生科学課、健康局総務課地域保健室、地方課)

- (1) 健康危機管理の対策拠点である保健所の所長は、的確に組織を管理、運営する能力を必要とする。「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会」報告書をふまえ、公衆衛生に関する卒前及び卒後教育も含め、資質の優れた保健所長及び保健所医師の確保と育成を目的とした体制整備の充実を引き続き図られたい。
- (2) 保健所における健康危機管理体制の充実のためには、医師以外にも種々の専門職が不可欠である。自治体におけるこれら専門職の確保・育成に対しても、より一層の支援を図られたい。
- (3) 健康危機管理において、複数の自治体にまたがった広域的対応や特に初動時に原因が特定できない事例の場合等での部門横断的対応の重要性が高まっている。国においては、引き続き自治体間の調整や省庁間の連携を充実させることにより、保健所での健康危機対応を支援されたい。
- (4) 健康危機管理を担当する中央及び地方行政機関 (保健所) を指導・支援するため、米国 CDC や NIH 等のような総合的専門機関の創設を検討されたい。当面は、健康危機関連事項に関して、保健所等が利用しやすい総合的な相談体制を国において構築していただきたい。

2 . 災害有事・重大健康危機・生活環境安全対策の推進
(健康局総務課地域保健室、地方課、食品安全部企画情報課検疫業務管理室)

- (1) 生物テロや SARS 等重大な健康危機対応において、必要な医療・検査体制の整備に関する国と自治体の役割分担を明確にし、自治体における整備については財政的支援をより一層強化されたい。
- (2) 比較的発生頻度が低く、地域によっては経験することが少ない毒劇物・化学物質関連事例、原子力・放射線災害、自然災害等に関して、保健所職員等への専門的研修を引き続き継続されたい。
- (3) 障害者をはじめ、透析患者、難病患者等災害弱者への災害時の緊急支援，及びネットワーク強化に向けた技術的、財政的支援を検討されたい。

3 . 医療安全・医薬品医療機器等安全・介護等安全対策の推進
(医政局総務課医療安全推進室、老健局計画課)

- (1) 地域における医療安全の推進を目的とした医療安全管理支援事業をいっそう充実させるため、人材確保や研修等による保健所職員の資質向上を引き続き支援されたい。

- (2) 医療機関における感染防止対策強化のための専任看護師等の配置、及び医療安全対策にあたる専任安全管理者の配置に関して、これらの配置対象機関の拡大について検討を継続するとともに、介護施設等高齢者施設に対する感染防止・介護等安全対策の充実強化をさらに進められたい。
- (3) 国民が安心して医療が受けられるよう、医療に関する情報提供について、その内容及び提供方法等につき、さらに検討を進められたい。また、それら情報を地域の医療安全支援センター・相談窓口等で有効に利用できるよう図られたい。
- (4) 地域の医療提供体制を確保する上で最も基本的な要件の一つは、医療資源の地域的(僻地や離島等) 及び診療科面における(小児科、産科等) 偏在解消である。「医療提供体制に関する意見中間まとめ」をふまえ、上記の偏在解消のため国として早急に制度構築を図られたい。
- (5) 終末期を含む在宅医療体制推進のため、人材育成及び在宅医療に係る地域の医療連携体制を構築できるよう支援されたい。
- (6) 高齢者虐待を防止するため、保健所が市町村と情報を共有化し、連携できる体制の構築、また、地域包括支援センターを含めた従事者に対する研修体制の整備を図られたい。

4 . 感染症対策の推進

(健康局結核感染症課、医薬食品局企画情報課検疫所業務管理室)

- (1) バイオテロや新感染症の発生に備え、国が指定する特定感染症指定医療機関の整備拡充を早急に行い、また、第 1 ・ 2 種感染症指定医療機関の施設整備及び運営に対して、より一層の財政的支援を検討されたい。さらに、新型インフルエンザ対策を強力に推進されたい。
- (2) 改正結核予防法の施行(平成 1 7 年 4 月) 及び定期的予防接種実施要領の一部改正(平成 1 8 年 4 月適応) により定められた「 B C G 」及び「麻しん・風しん」の予防接種(以下両予防接種と略す) の定期接種対象期間や方法等に関して科学的な検証を行い、必要な場合は制度の見直しにつき検討されたい。また、「麻しん・風しん」の予防接種では経過期間における接種に対する法に基づく健康被害補償についても再検討されたい。
さらに、平成 1 7 年 3 月の予防接種に関する検討会中間報告で今後の検討課題となっている各種予防接種について、現在の科学的知見に基づき、今後の国としての方策を早期にとりまとめられたい。
- (3) ヒト免疫不全ウイルス(以下 H I V と略す) の感染拡大を防止するため、国民に対する全国的啓発活動の一層の強化を図るとともに、保健所等における H I V に関する相談・検査の受けやすい体制づくりに一層の支援を図られたい。また、若い世代に対する性感染症対策の強化のため、国においても文部科学省等との連携を一層図られたい。
- (4) 都道府県における「感染症予防計画」に基づいた施策の推進及び地方衛生研究所の機能強化に対して、国としての技術的・財政的支援を一層充実されたい。また、感染症予防に関

する人材の育成を更に強化されたい。

5．結核対策の推進

(健康局結核感染症課、医政局国立病院課、保険局)

- (1) 改正結核予防法の施行とその運用及び関連通知等の改正に関しては、これまで多くの問題が提起されている。結核対策現場の状況を改めて検案し、再興感染症としての結核まん延防止に鋭意努力している地方自治体及び関係機関・団体の活動に支障がないよう速やかに再考されたい。
- (2) 国においては「結核予防法」と「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下感染症法と略す)の統合を予定しているが、結核対策が後退することの無いよう、専門家及び保健所を交え再度十分な議論を行われたい。
- (3) Directly Observed Treatment ,Short-course (以下DOTSと略す)を基本とする結核の治療成功率向上のための施策をさらに推進されたい。また、DOTS推進に関する公的支援策を充実されたい。
- (4) 近年増加している非結核性抗酸菌症に関し、治療薬剤の保険適用等医療保険に関する整備を早急に図られたい。
- (5) 多剤耐性結核に関して、実態把握、予防対策、治療方法の研究開発等をより一層推進するとともに、他者に感染させる恐れのある多剤耐性結核患者の入所命令の取り扱いについて、さらに検討されたい。
- (6) 今後も(財)結核予防会結核研究所等への支援を通じて、結核対策の専門家の養成及び保健所の結核対策従事者に対する研修を充実・強化されたい。また、同研究所等における多剤耐性結核や非結核性抗酸菌症の調査・研究に対し一層の財政支援を図られたい。

6．精神保健福祉対策の推進

(雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)

- (1) 精神保健は、業務の専門的・広域的性格から、今後も保健所が地域の中核的役割を担うことが必要と考えられる。市町村への指導を含め、地域において保健所を中心とした精神保健施策の充実強化を図ることができるよう支援されたい。
- (2) 障害者自立支援法のもとで、精神障害者における種々の保健福祉医療制度や施策の充実強化を引き続き図られたい。特に、地域生活への移行を促進するため、精神科領域での保健福祉機関を含めた地域連携クリティカルパスの医療保険の適用、居宅生活支援の充実、社会復帰施設の拡充、雇用支援等が円滑に行われるような制度の構築を図られたい。
- (3) 精神科救急医療体制の整備促進を図られたい。

- (4) 精神障害者の社会復帰を図る観点から住民への精神障害に関する正しい知識の普及をさらに促進するため、全国的な普及啓発と同時に保健所及び自治体での活動も支援されたい。
- (5) 成人期の自殺防止やうつ病対策に関する普及活動及び相談体制の確立が必要である。全国的な普及啓発と同時に保健所及び自治体での活動も支援されたい。
- (6) 心神喪失者等医療観察法が施行されたが、本制度のうち特に社会復帰時には保健所をはじめとする地域関係機関の連携体制が必要である。これら、実効的な連携体制が地域において整備できるよう技術的、財政的支援を図られたい。また、国においても自治体から提起された課題等について関係省庁と連携の上継続的に協議されたい。
- (7) 緊急に入院が必要となる精神障害者の移送は、警察の協力を得て保健所等が担当しているが、円滑に行われていない地域も多いのが現状である。救急搬送が人権及び安全性の双方に配慮され、より適正に実施できるよう、国においても運用方を検討されたい。
- (8) 種々の災害被災者等に対する心のケア（ P T S D 対応 ） のため、専門家チームを養成し、被災地へ派遣するとともに、地域では精神保健センターや保健所等で継続的に支援できる体制の整備促進を図られたい。

7．児童虐待防止対策の推進

(雇用均等・児童家庭局母子保健課、総務課虐待防止対策室)

- (1) 深刻化する児童虐待問題に対処するため、予防の視点から保健所等の行う地域保健及び福祉両面における子育て支援施策の一層の充実、推進を図られたい。

8．食品安全対策等の推進

(医薬食品局食品安全部企画情報課)

- (1) 自治体が策定する監視計画をより実効性のあるものとするため、保健所に対する食品衛生に関する最新情報の提供体制を充実するとともに、保健所職員の人材確保及び育成のための研修等に対して支援を継続されたい。
- (2) 食品安全基本法の成立とともに科学的な知見に基づいたリスク分析による食品安全確保対策が進められているが、消費者に対する適切なリスクコミュニケーションを重視した施策が必要である。自治体レベルでリスクコミュニケーションが進むような仕組みも構築され、自治体での取り組みをさらに支援されたい。
- (3) 食品安全行政の基本的な方策として「リスク分析手法」が導入され、消費者への食品情報の提供が重要視されている。わかりやすい食品表示による消費者の選択を促進させる施策を推進されたい。
- (4) 食中毒、また、感染症としても対応が求められているノロウイルスについて、疫学の解明をすすめられたい。また、カンピロバクターによる食中毒も多発しており、これらの病原

体に対して日本の食習慣を考慮した健康被害予防対策を検討されたい。

- (5) 食品の残留農薬規制のポジティブリスト制度への移行に際して、地方自治体が円滑に対応できるように、効果的で実効性のある検査方法及び監視方法について国においても継続して検討をされたい。

9 . 生活環境の安全対策の推進 (労働基準局安全衛生部労働衛生課、同化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)

- (1) 社会問題化しているアスベスト問題について、その疫学的実態調査を行い、今後予想される被害の拡大防止及び予防対策を十分検討されたい。また、現在の救済・補償制度について検証を行い、職業及び環境暴露等により生じた健康被害に対してより十分な対応が行えるよう検討を継続されたい。
- (2) 喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食品アレルギー、シックハウスなどのアレルギー疾患を有する患者は国民のおよそ30%に上ると言われ、多くの国民が日常生活に支障を来し放置できない問題となっている。原因究明と治療法の開発とともに正しい知識の普及啓発、相談体制の整備が必要である。

(一般要望)

1 . 健やか親子21の推進

(医政局指導課、雇用均等・児童家庭局母子保健課)

- (1) 食育基本法に基づき、こどもの「食育」を効果的に推進し、生涯健康に過ごすために、保健所において関係機関・団体との連携・協働が円滑に行えるよう、国においては省庁間の連携に引き続き努めると共に、施策の推進と事業支援の充実強化を図られたい。
- (2) 思春期保健対策として、不登校、ひきこもり、性感染症、エイズ対策、薬物乱用防止対策、喫煙防止対策等を総合的かつ効果的に推進することが重要である。地域において地域保健と学校保健との連携が充分行えるよう、国においても所管部門を越えた施策の実施体制について検討されたい。
- (3) 小児救急医療体制のさらなる整備促進と同時に、長期入院患児の入院環境整備や在宅医療等、急性期以降の小児医療体制の充実も図られたい。
- (4) 思春期保健対策を推進するため、医療分野では児童精神科医等専門家の養成及び確保、また、保健所等関係職員の資質向上に向けた研修の充実強化を図られたい。
- (5) 発達障害児に関する、保健・医療・教育分野にまたがった療育体制の整備をさらに推進されたい。

2. 健康日本21の推進

(健康局総務課生活習慣病対策室)

- (1) 現在まで地域保健推進特別事業により先駆的な事業が行われ、地域における様々な施策の展開に結びついている。「健康日本21」地方計画を含む地域の公衆衛生施策を推進するため、今後も同様事業の継続と充実を図られたい。
- (2) 健康診査・保健指導の質の確保、精度管理、事業評価や、地域住民の健康課題の把握や評価について、保健所が保険者等の事業実施主体と円滑な連携が行えるよう、制度の構築を図られたい。
- (3) 現在、老健事業として実施されているがん検診が、早期発見や死亡率減少等に結びつき、ひいては医療費抑制にもつながるよう、国においては「がん検診に関する検討会」等での見直しをさらに進め、医学的根拠に基づいた健診方策を早期に示されたい。また、C型肝炎対策に関しては、肝炎の予防等のみでなく肝がん対策の一環としても肝炎ウイルス検査の充実を図られたい。
- (4) 健康寿命延伸と生活習慣病予防のため、保健所等における地域保健と職域・学校保健との連携が円滑に進展するよう、技術的及び財政的支援の充実を図られたい。
- (5) たばこ規制枠組み条約の批准に伴い、その実効性を諸外国並みに高めるために必要な法令等の整備について検討を進められたい。
- (6) 増加しているたばこ関連疾患を減少させるため、受動喫煙防止及び喫煙の害について正しい知識の普及、禁煙希望者へのサポート等、国民の喫煙率を下げるための施策のさらなる充実を図られたい。また、普及・啓発の一環として、禁煙・分煙状況の全国的な調査を継続されたい。